

# 山口県報

平成22年  
10月19日  
(火曜日)

## 目次

告示  
保安林の指定（森林整備課）……………

公告  
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取（商政課）……………



### 山口県告示第三百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十二年十月十九日

山口県知事 二井 関 成

#### 一 保安林の所在場所

萩市大字須佐字大方二九二の一

長門市三隅上字本浴六六〇、七五一の三三三、二五二二、字出口三三六七

阿武郡阿武町大字宇生賀字豊田木四〇九の二、四〇九の三九

#### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに関

係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)



(三四〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成二十二年六月四日山口県公告（一七六）に係る大規模小売店舗について次のとおり防府市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十二年十月十九日から同年十一月十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年十月十九日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) デイオ防府南店

所在地 防府市大字浜方一六の三

二 意見の概要

交通に係る事項について配慮を求める。

平成二十二年十月十九日  
発行

発行  
行人所

山口県  
知事  
庁